平成３０年（フ）第１２４号
静岡県裾野市御宿239番地の４、前住所静岡県御殿場市神山1269番地の１　グリーンハイツ神山103
債務者　杉山奈津美（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１５７号
静岡県沼津市東椎路1201番地の１　グランスィート沼津Ａ―103
債務者　駒谷　　博
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第３１号
島根県出雲市高岡町446番地４
債務者　高野　裕司
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第７６５号
札幌市清田区美しが丘３条５丁目８番10―109号
債務者　小野　智史
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７８２号
北海道江別市上江別東町10番地の54　ルミエール上江別―102号室
債務者　長尾　和雄
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８１１号
北海道石狩市花川南10条２丁目117番地　プレジデント花川203号
債務者　久保田史子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８７４号
札幌市中央区南６条西８丁目８番地24　グランスター24―103号
債務者　三國谷大士
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８９号
群馬県渋川市伊香保町伊香保102番地２
債務者　木村　幸久
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１０８号
群馬県伊勢崎市除ケ町372番地３　ハイツフレンド除ケ２Ｃ
債務者　牧野　和憲
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１１０号
群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田1425番地３
債務者　飯塚　美波
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１１６号
群馬県伊勢崎市連取町3049番地30　アートメゾン201
債務者　三浦　智実
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１１９号
群馬県前橋市下大島町596番地１　グループホームたびだち　１号
債務者　田中　直樹
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１２１号
群馬県伊勢崎市南千木町1679番地　サンメゾン301
債務者　本間　浩一
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１２４号
群馬県前橋市北代田町697番地２
債務者　深澤　裕子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１１３号
群馬県高崎市飯塚町1564番地１
債務者　今野　美幸
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第７４号
千葉県東金市田間921番地44
債務者　齋藤　晶子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第８０号
千葉県山武市木原227番地58
債務者　大畑八恵美
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係